

第73号議案 大田区高齢者アパート条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区高齢者アパート条例

2 条例改正理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、高齢者アパートの使用予定者の決定に関する規定を整理するため、条例の一部を改正する。

3 条例改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

公布の日

<新旧対照表>

新	旧
○大田区高齢者アパート条例 平成25年3月15日 条例第17号	○大田区高齢者アパート条例 平成25年3月15日 条例第17号
第1条から第3条まで 略 (使用予定者の決定)	第1条から第3条まで 略 (使用予定者の決定)
第4条 区長は、アパートの使用の申込みをした者（以下「申込者」という。）のうち住宅の困窮度が高い者から順に使用予定者を決定する。ただし、世帯を構成する者の心身の状況を調査し、 <u>介護サービス、在宅医療その他の支援を受けても居宅での日常生活が困難であると認められる者がいる場合は、使用予定者から除くことができる。</u>	第4条 区長は、アパートの使用の申込みをした者（以下「申込者」という。）のうち住宅の困窮度が高い者から順に使用予定者を決定する。ただし、世帯を構成する者の心身の状況を調査し、 <u>身体上又は精神上障害があるため介護を必要と認められる者がいる場合は、使用予定者から除くことができる。</u>
2 略	2 略
第5条から第26条まで 略	第5条から第26条まで 略
<u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。	